

## 児玉地区小児救急医療支援事業補助金交付要綱

医 第 1 7 8 9 - 1 号

平成 2 7 年 3 月 1 3 日

医 第 1 0 4 9 号

平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日

医 第 7 0 4 号

平成 3 0 年 1 0 月 2 日

医 第 1 1 9 号

令和 3 年 4 月 1 日

医 第 4 0 1 号

令和 4年 8月15日

## 児玉地区小児救急医療支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、児玉地区第二次救急医療圏（本庄市、美里町、神川町及び上里町）における小児救急医療体制の充実を図るための事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、児玉地区第二次救急医療圏の小児救急医療体制の充実を図るため、児玉地区の1市3町（本庄市、美里町、神川町及び上里町。以下「補助事業者」という。）が実施する次の事業とする。

#### (1) 小児救急医療後方支援事業

児玉地区第二次救急医療圏における小児二次救急輪番病院である病院（深谷赤十字病院、行田総合病院及び熊谷総合病院）以外で児玉地区第二次救急医療圏からの小児救急患者を受け入れている病院への補助事業

#### (2) 救急医療適正利用普及啓発事業

家庭での救急対応知識の普及啓発、医療機関への適正受診を普及啓発する事業

#### (3) 休日急患診療所機能強化検討事業

本庄市休日急患診療所の機能強化を図るため、検討委員会等を設置して、必要な調査や検討を行う事業

#### (4) 小児救急医療支援その他事業

上記(1)から(3)のほか、児玉地区の小児救急医療体制の充実を図るために知事が必要と認める事業

### (補助額の算定方法)

第3条 前条の経費に対する補助額は、次により算出するものとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (1) 小児救急医療後方支援事業

次の表の第2欄に定める対象経費の実支出額と第1欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に1/3を乗じて得た額と、市町の補助する額に1/2を乗じて得た額を比較して少ない方の額とする。

1 基準額	2 対象経費
<p>下記(1)及び(2)の合計額を基準額とする。</p> <p>(1) 休日昼間（午前9時から午後6時まで） 41,148円×診療日数</p> <p>(2) 夜間（午後6時から翌日午前9時まで） 60,930円×診療日数</p> <p>(注)</p> <p>(1) 診療日は、原則として上記(1)及び(2)に記載された時間ごとに1日とする。</p> <p>(2) 休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から12月31日まで及び1月2日から1月3日まで）とする。</p>	<p>小児救急患者の受入れに必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）</p> <p>(2) 報償費（医師雇上謝金）</p>

(2) 救急医療適正利用普及啓発事業

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（差引事業費）とを比較して最も少ない方の額に1/2を乗じた額とする。

1 基準額	2 対象経費
<p>1事業当たり 454,000円</p>	<p>家庭での救急対応知識の普及啓発事業、医療機関への適正受診の普及啓発事業を実施するために必要な次の経費</p> <p>(1) 報償費（講師謝金）</p> <p>(2) 旅費</p> <p>(3) 需用費（消耗品費、印刷製本費）</p> <p>(4) 役務費（託児保育士報酬、広告料）</p> <p>(5) 委託料</p> <p>(6) 使用料及び賃借料</p>

	(注) 講師への報償費の上限は1人、1回当たり50,000円とする。
--	---------------------------------------

(3) 休日急患診療所機能強化検討事業

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（差引事業費）とを比較して最も少ない方の額に1/2を乗じた額とする。

1 基準額	2 対象経費
1か所当たり 248,000円	休日急患診療所の機能強化の検討に必要な次の経費 (1)報償費（委員謝金） (2)旅費 (3)需用費（消耗品費、食糧費） (4)役務費（通信運搬費） (5)使用料及び賃借料

(4) 小児救急医療支援その他事業

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（差引事業費）とを比較して最も少ない方の額に1/2を乗じた額とする。

1 基準額	2 対象経費
知事に協議して定めた額	児玉地区の小児救急医療体制の充実を図るために知事が必要と認める事業を実施するために必要な次の経費 (1)報酬 (2)給料 (3)職員手当等 (4)共済費 (5)賃金 (6)報償費 (7)旅費 (8)需用費（消耗品費、印刷製本費） (9)役務費（通信運搬費、広告料）

	(10) 委託料 (11) 使用料及び賃借料
--	---------------------------

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更は除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
  - ア 補助事業者が地方公共団体の場合
 

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明かにした様式第5号による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
  - イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合
 

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第6号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
 

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (6) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、別に定めることとし、その提出

部数は1部とする。

(記載事項)

第6条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(変更交付申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合には、第6条及び第7条に準じた手続により行うものとする。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

(遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第11条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(添付書類)

第12条 規則第13条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績明細書
- (2) 歳入歳出決算（見込）書の抄本
- (3) その他参考となる書類

(実績報告書の提出時期)

第13条 規則第13条の実績報告書の提出時期は、補助事業完了（補助事業の廃止又は事業年度完了の場合を含む。）後30日以内、又は補助金交付申請の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(確定通知書の様式)

第14条 規則第14条に規定する確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第16条 補助事業者は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 知事は、補助事業者が同意した前項の誓約事項が虚偽であり、又はこの誓約に反したことが判明した場合、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別添

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。